

暫定基準(最終案)に対して寄せられた御意見に関する回答案

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
1	1	農薬取締法の改正後の見直しで、データの未整備等により薬効について客観的な判断ができないという理由から、そもそも農薬であるかどうかの判断が保留されている物質がある。こうしたものの中には、いわゆる「植物活力剤」や「土壌改良剤」等が多く存在しており、これらの資材については現に商品として農業用に販売され、農薬的に使用されているものも少なくない。農薬の適正な使用を管理・指導していく上で、特定防除資材の指定が保留されている資材が何であって、対象外物質として規制していくのか一律基準として規制していくのか非常に重要であるので、リスト化と今後の規制方針を示していただきたい。	サントリー(株)	D1	ポジティブリスト制度の規制対象は、農薬取締法に定める農薬であり、農薬に該当するか判断が保留されているものは、法的に規制の対象となりません。
2	1	農薬と作物の組み合わせが10万通りもあり、また農薬名は、原体成分や代謝物質などが含まれており、このような形での情報提供は、農家だけではなく一般的な国民も、問題点を指摘してコメントすることは不可能に近い。国の法律である以上、国民誰もが理解でき疑問や意見をパブコメできるようなわかりやすい意見募集等の仕組みが必要ではないか。	京都府	D2	今回は正確を期すため、このような形で公表しました。今後ともわかりやすい情報提供に努めます。
3	1	現在、基準設定済農薬は246剤であり、これまでの基準設定のペースからみて来年の5月までに到底700を越える農薬等に基準設定ができるとは思えない。とりあえずまとめて一律基準を設定する方向になるのであれば、これまで我が国が実施してきたマーケットバスケット調査等における基準設定の方法、即ち、食品安全委員会が行う科学的な根拠に基づくリスク評価の制度と相反することになるのではないか。	京都府	D2	ポジティブリスト制度の施行にあたっては、国民の健康保護と制度の円滑な施行のため、科学的な評価に基づき設定される国際基準などを参考に、暫定基準を設定することとしています。
4	1	ドリフト対策等の観点からも、ADIが設定されている有効成分については、暫定基準の設定という手段によらず、従来の農薬登録制度に基づき、科学的なリスク評価・暴露評価を経て残留基準を設定すべき。(同旨4件)	京都府・安来市農政会議/やすぎ農業協同組合等	D2・D6・D9・D16・D20	暫定基準の設定にあたっては、国際基準や国内の登録保留基準などを参考としています。なお、従来の登録保留基準設定でも、ドリフトを考慮したものとなっていないものと承知しています。
5	1	最終案でも、個々の農薬等のADIと理論最大摂取量が公開されていない。早急に公開すべきである。 現在、国内でADIが評価されているものは、その数値を、国内では評価されていないが、コーデックス又は基準参考国で評価されているものは、その数値を、ADIが全く評価されていないものは、その旨を明示されたい。また、今後、国内でのADIを評価せねばならない農薬等の名称とその評価計画を明らかにされたい。	反農薬東京グループ	D21	暫定基準の設定対象となる農薬は非常に多いため、各農薬についてADI、作物残留量及び摂取量を踏まえた基準を暫定基準として設定することは困難です。このため、暫定基準の設定にあたっては、国際基準や国内の登録保留基準などを参考としています。暫定基準の評価の進め方については、今後、リスク評価計画などの作成によりお示しすることとしています。計画の策定にあたっては、食品安全委員会や農林水産省など関係省庁と十分に連携し、検討することとしています。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
6	1	国内で食用作物に使用されている農薬で、基準を設定されていないものがある。該当する農薬名とそのADI及び設定しなかった理由を示してほしい。また、このものの残留基準は「人の健康を損なうおそれのない量」が適用されるかどうかを明示されたい。	反農薬東京グループ	D21	従前の制度では、農薬取締法に基づく国内の農薬登録と食品衛生法に基づく食品中の残留基準値の設定が必ずしも同時に行われていなかったため、ご指摘のように国内で使用できる農薬であっても食品中の残留農薬基準の設定されていないものがあります。これらの農薬には、登録保留基準が設定されているもの、食品に残留しないと考えられているもの、今回の対象外物質のように特段の規制が必要ないと考えられているものなどがあり、残留基準の設定においては個別に検討しており、一律に「人の健康を損なうおそれのない量」を適用するわけではありません。
7	1	農薬補助成分として使用されている化学物質を調べ、残留基準の設定対象とすべき。	反農薬東京グループ	D21	農薬補助成分には有機溶媒等の一般的な化学物質が含まれるが、これらの毒性や作物への残留性について十分な知見がないことや農薬以外からの混入も想定されることから、基準の設定が困難であり、当面本制度の対象とは考えていません。
8	1	最終案では、2種以上の農薬活性成分をひとまとめにして、残留基準を設定している場合がいくつかあるが、類似化学構造や類似毒性発現機構を有する農薬をグループ化して、基準を設定することが望まれる。	反農薬東京グループ	D21	ご指摘のとおり、分解や代謝の過程で同一の物質となる農薬活性成分等については、まとめて基準を設定している場合がありますが、化学構造や毒性発現機構が類似というだけでは物質間の関係が不明であり、これらの農薬をグループ化して基準を検討することが困難です。
9	1	複合毒性が判明していない現状では、総農薬摂取量を規制することも考慮されたい。(同旨1件)	反農薬東京グループ・伊藤 康江	D21・D27	農薬に限らず、ヒトが摂取する可能性のある化学物質全てについて、トータルでの様な影響があるのかを評価することは意味のあることかもしれませんが、膨大な組み合わせが存在し、影響を調べることは困難です。個々の農薬の摂取量は、一般的に無毒性量の1/100に相当するADIの数%であることが多く、そのような状況の中で、複合毒性に基づく規制が必要となるような有害事象は把握していません。
10	1	ポジティブリスト制度における「基準が設定されていない農薬等」とは、膨大な数になると思われるが、それが一律基準以上残留する原材料を用いて製造又は加工されたものは販売できないようであるが、現実的に「基準が設定されていない農薬等」が、残留しているかどうか測定することは、不可能ではないのか。	三浦 弘充	D43	農薬の分析を行うと、農薬が検出されないものが相当数存在し、未知の農薬などに焦点を当てて分析するよりも、使用される可能性のある農薬を中心に分析することが現実的です。その過程で、未知の物質の検出が疑われる場合などが「基準が設定されていない農薬等」の分析を行う機会になるものと想定しています。
11	1	すべてに網掛けする「ポジティブリスト制度」であるにもかかわらず、貴省管轄の「残留基準」、環境省管轄の「登録保留基準」及び性格は異なるものの農林水産省管轄の「農薬使用基準(農薬取締法)」といった枠組みを見直さずに残したまま、それらを組み込んだ「ポジティブリスト制度」となっていることには無理がある。この「ポジティブリスト制度」が実施された場合「登録保留基準」は残るのか、残る場合、各種「基準」との整合性はどうかはかれるのか、明確にしてほしい。	生活協同組合東京マイコープ	D44	現行の登録保留基準や農薬使用基準について本制度の趣旨を踏まえた適切な運用がなされるようこれらの基準の取り扱いについても関係省庁とも協議していくこととしています。
12	1	ハーモナイゼーションの名のもと国境措置を緩和し農産物物流通の円滑化をはかりたいといった側面からの視点からの「ポジティブリスト制度」であってはならないと考える。	生活協同組合東京マイコープ	D44	今回のポジティブリスト制度の導入に当たっては、基準の設定されていない食品に対し必要に応じ暫定基準を設定することとしています。現行制度のもとでは原則販売等の規制がなかったものに対して、制度施行後は基準値を超える食品の販売等を規制するものであり、規制を強化するものであって、緩和するものではありません。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
13	1	「段階的な『ポジティブリスト制度』への移行」を提案する。 (1) まず、食品衛生法により残留農薬基準が設定されている244農薬、農薬取締法により登録されている約350農薬(重複を除くと約400農薬)を対象とした「ポジティブリスト制度」とする。 (2) それ以外について、リスク評価を計画的にすすめ科学的な基準設定を行なうものとする。	生活協同組合東京マイコープ	D44	世界的には約700の農薬等があるされており、ご指摘の段階的な移行では、基準のない約300農薬等が残留する食品について、これまで明確な健康上の懸念なしに合法的に販売等がなされていたものが違反となることが想定され、食料の多くを輸入食品に依存する我が国の制度としては不適切と考えます。
14	1	厚生労働省は「食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進する」との食品安全基本法、及び「食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図る」との食品衛生法の理念・目的にたつて制度検討をすすめられるよう、私たちは強く望む。	生活協同組合東京マイコープ	D44	今回のポジティブリスト制度の導入は、これまで原則販売等の規制のなかった食品に対して、規制をしようというものであり、食品安全基本法、食品衛生法の理念目的を踏まえ進めているものです。
15	1	暫定基準物質索引の記載について、①記載が欠落しているものがある、②索引と本文の物質名が異なるものがある、③一部の物質で、該当する基準を2行で記載している、④一つの英名に対して二つの読み方による日本名があるものなど、整理訂正が必要である。	小川邦彦	D55	誤記等については修正します。
16	1	和名と同様に英名による暫定基準物質索引の追加を希望する。	小川邦彦	D55	ご要望については対応し、既に英語版の索引が公開されています。
17	1	索引と目次において物質名が途中で切れているものがあり、訂正が必要である。	小川邦彦	D55	誤記等については修正します。
18	1	暫定基準の最終案は薬物別ごとの形で表されているが、管理を確実に行うために、食品別のリストを電子情報として公表していただきたい。	(社)日本乳業協会	D66	食品中に残留する農薬等の基準については、従前は食品ごとに定め告示していたところですが、本制度の導入や農薬取締法による農薬登録と同時に残留基準を設定することを踏まえ、平成16年9月に農薬等ごとに残留基準を告示する形式に改めたところ です。
19	1	食塩については、ポジティブリスト制度の対象となるが、その製造過程では農薬を使用せず、また、膜濃縮法による製造時には膜は農薬を透過しないため、食塩中に農薬が残留することは考えられない。 しかしながら、顧客からは食塩中の残留農薬の分析を求められることがあり、700種類の農薬分析を要求されることもありえることから、(社)日本塩工業会が食塩の取扱に関する判断基準を作成するので、厚生労働省に承認を得たい。	(社)日本塩工業会	D67	残留農薬等のポジティブリスト制度は、食品に残留する農薬等の分析を食品事業者等に義務付けるものではありません。分析は、残留の可能性などに基づき判断されるものと考えます。 なお、厚生労働省ではご要望にあるような一部の食品の取り扱いに関する判断基準の承認は行いません。
20	1	最終案の概要として示されている文書では、1. 一律基準の設定、2. 対象外物質の指定、3. 暫定基準の設定の順に説明がなされている。しかし、本制度の理解を進める上では、基準の設定の手順に従い、1. 暫定基準、2. 一律基準、3. 対象外物質の順で行う方が適切ではないか。	日本生活協同組合連合会	D69	ポジティブリスト制度は、農薬等が残留する食品の流通を原則禁止するもので、対象外物質をその制度の例外とし、残留基準が設定されるものはその基準の範囲内で農薬等の残留を認めるものです。ご指摘の文書はこの考え方に基づくものとなっています。
21	1	最終案中「暫定基準の見直し等」の記述には暫定基準から「食衛法による残留農薬基準」への移行プロセスも含まれていると考えるが、「暫定基準」を「基準」にするための要件、手順等が明確に示されていない。この手続には関係省庁の調整・協議が必要と考える。また、暫定基準の見直しなど、ポジティブリスト制度の施行後もリスクアセスメント機関とリスクマネジメント機関との役割の分担と連携強化が望まれる。リスクマネジメント機関にあつては、農林水産省等の機関を含めた共同会議体の設置を検討されたい。	日本生活協同組合連合会	D69	暫定基準の見直し等の詳細については、今後、リスク評価計画などの作成によりお示しすることとしています。計画の検討にあたっては、食品安全委員会や農林水産省など関係省庁と十分に調整することとしています。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
22	1	暫定基準の設定に当たっては、CODEX基準などを参考にしているが、CODEXのMRLはJECFAやJMPRの定期的評価に基づいて変更されることがある。これを暫定基準に反映させるときに、現行基準と暫定基準の間で整合がとれなくなる場合も発生すると考えられる。このような場合の措置について明示すべきである。	日本生活協同組合連合会	D69	今回設定した暫定基準は、今後コーデックスにおいて基準が新たに設定若しくは改正されたとしても、その見直しは直ちに行なわないこととしています。ただし、JECFAやJMPRの評価において安全性に関して問題が指摘される場合は、暫定基準のみならず既に基準を設定している農薬などについても、資料等入手し、食品安全委員会の食品健康影響評価を求めることとなります。なお、暫定基準の見直し等の詳細については、今後、リスク評価計画などの作成によりお示しすることとしています。計画の検討にあたっては、食品安全委員会や農林水産省など関係省庁と十分に調整することとしています。
23	1	最終案において「不検出」という基準で示されているものについては、3通りのものが存在する。すなわち、1. 発がん性等の理由によりADIを設定できない物質、2. 国際機関でADIが設定できないと評価されている物質、3. 国際機関においてADIが0.03 μ g/kg体重/day未満であるとされた農薬等である。これらの意味合いの違うものに対して、一括して「不検出」という用語を使用することは適切ではなく、「検出されてはならない」と明確に規定することや、基準への適合可否を判定するための分析法と数値をセットで示すことなどを検討すべきである。	日本生活協同組合連合会	D69	ご意見にある1及び2の物質については、一般規則案において「食品から検出してはならない」と規定することとしています。3の事例については、従来と同じく、残留基準においても、「不検出」と規定されます。いずれの場合においても、分析法についても告示により定め、その分析法において食品衛生法に定める規格基準の適合性を判断することとなります。
24	1	「基準適合性の判定」や「食品分類ごとの基準の整合性について」の部分には分かり難い表現が含まれているので、具体的なわかりやすい表現による説明をしていただきたい。 また、類型の説明については1-1から5までの類型と6-1から6-6までの類型は性格が全く異なるものであるため、一括して記述するのではなく、国民・消費者が理解できるように説明すべきである。	日本生活協同組合連合会	D69	ポジティブリスト制度については、今後ともリスクコミュニケーションなどの機会を通じて、制度の周知や国民の理解促進に努めることとしています。
25	1	暫定基準のリスクアセスメントについては、貴省で毒性学的データや使用実態、暴露量のデータ等を収集し、総合的・包括的な視点からこれら物質の優先順位をつけた上で、食品安全委員会へ諮問すべきである。	日本生活協同組合連合会	D69	暫定基準の見直し等の詳細については、今後、リスク評価計画などの作成によりお示しすることとしています。計画の検討にあたっては、食品安全委員会や農林水産省など関係省庁と十分に調整することとしています。
26	1	国主導であらゆるモニタリングデータを蓄積し、今後に生かすことを望む。民間のデータについても、国主導でデータを有効活用する方法を考案していただきたい。	日本生活協同組合連合会	D69	都道府県等や検疫所などが行う残留農薬等のモニタリング結果については、従来から各機関で公表するほか、厚生労働省においても一括してとりまとめ公表するとともに、活用することとしています。また、民間で行ったデータの活用については、データの所有権等の観点から慎重に取り扱う必要があると考えます。
27	1	農林水産省『飼料の有害物質の指導基準の制定について(平成11年2月16日付け11畜B第188号畜産局長通知 改正)』で設定されている配合飼料、乾牧草等のMRLとポジティブリスト制度導入後の適合性について検証を要望する。	日本生活協同組合連合会	D69	暫定基準の設定にあたっては、農林水産省と連携し、検討を行ってきたところであり、現時点で適合性の検証が必要であるとは考えていません。
28	1	「食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度における一律基準の設定について(最終案)」と「食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度における暫定基準の設定について(最終案)」の二つの文書が有機的に結合され、ポジティブリスト制度の全体的な枠組み、基本的な考え方、仔細等が容易に理解できるようにすべきである。	日本生活協同組合連合会	D69	ご指摘の文書は一律基準及び暫定基準の設定についてそれぞれの考え方を検討するものです。今後、ご指摘の点を踏まえ、ポジティブリスト制度全体に対する理解が促進されるよう、資料等を作成したいと考えます。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
29	1	<p>http://www.mhlw.go.jp/english/topics/mrls/final/dl/mrls05.pdfの表の意味が明確でない。タイトルにNo provisional MRLs are proposedとあるが、いくつかの農薬にはMRLが記載されている。(例えば、BHC、DCIPなど) また、いくつかの農薬には、MRLが提案されている。(カルプロバミドなど)</p>	オーストラリア農林水産省	G1	暫定基準最終案の公表にあたっては、暫定基準を設定しない農薬等についても現行の基準を参考までに資料に加えています。ご指摘の部分は、新たに食品分類を改めたものや都道府県における分析法の検出限界を考慮し一律基準に変わる値として、類型6-4としての基準を定めたものです。
30	1	<p>1. 日本のポジティブリストシステムは、現行のシステムと比べると厳しいものであり、発展途上国からの農作物の輸出が困難になる。</p> <p>2. 残留データの欠如のため、多くの熱帯作物にMRLが設定されず、その結果、分析上の検出限界である0.01ppmの扱いとなるが、GAPが反映されない。</p> <p>3. FAOのガイドラインによれば、MRLはどの様に農薬が使われるか(すなわちGAP)により、安全性の参照としてADIを用いるとしている。(中略)加えて、フィリピンのような熱帯諸国の農薬使用は、害虫の抵抗性獲得が早いなどの理由により、変化に富んでいる。以上の理由から、提案されているポジティブリスト制度に対し、以下の勧告をする。</p> <p>1. マイナー作物(すなわちマンゴー)は、日本の摂取量の5~10%ととても小さな割合であり、0.01ppmの代わりに、0.1ppmとしても長期にわたりADIを超えることはない。</p> <p>2. (中略)作物は安全に食されており、皮などの非可食部の除去、洗浄、調理により、実際に摂取する農薬の量は、MRLよりも小さくなる。このより実用的な手順は、安全性の妥協をするものではなく、小規模の生産者の助けとなる。</p>	フィリピン農業省	G7	ポジティブリスト制度の施行にあたっては、国民の健康保護と制度の円滑な施行のため、国際基準や米国など科学的な評価に基づき設定される基準を参考に暫定基準を設定することとしています。国際的に取引される農産物は、我が国のみならず欧米等にも輸出されることから、今回のポジティブリスト制度が我が国への農作物の輸出を困難にするものとは考えていません。一方、残留基準は、農薬の適正使用基準(GAP)に基づき残留試験成績と食品の摂取量により、定められているので、フィリピンにおける農薬の使用基準に基づく残留基準の設定について、資料とともに要請があれば、検討したいと考えます。摂取量が少ない農作物で一律基準を0.1ppmとするの提案は、前述の残留基準設定の考え方と整合しないため採用出来ません。
31	1	<p>試験方法やバリデーションに関する情報が欠けている。</p> <p>MRL設定のもとになったリスクアセスメントに関する情報が、未だにMHLWから発表あるいは通知されておらず、ポジティブリストシステムの通知は、SPS協定第5条1パラに基づいていない。</p> <p>また、試験法の詳細に関する情報を受け取ることは、ブラジル政府にとってとても重要である。</p>	ブラジル政府	G8	基準値を超えるか否かを調べるための試験法は、一つの方法に限定されるものではなく、科学的に信頼性の確認された方法であれば分析が可能です。厚生労働省では、分析法の一例として、ホームページに公開することとしています。一部の暫定基準は、平成15年4月11日に開催した食品輸入円滑化推進会議において各国の在京大使館を通じ、毒性試験結果等の提供について協力を求めた際、協力の申し出があった5カ国(地域)の基準を参考に設定しています。
32	1	<p>暫定基準を設定した物質については、科学的評価に基づいた基準にするためにも、出来るだけ早くADIを算定し、正式な基準を作るべきである。</p>	Almond Board of California	F26	暫定基準の見直し等の詳細については、今後、リスク評価計画などの作成によりお示しすることとしています。計画の検討にあたっては、食品安全委員会や農林水産省など関係省庁と十分に調整することとしています。
33	1	<p>2年ごとに暫定基準の見直しを行い、国際貿易への悪影響を最小限にすることを望む。</p>	中国政府	G19	暫定基準の見直し等の詳細については、今後、リスク評価計画などの作成によりお示しすることとしています。計画の検討にあたっては、食品安全委員会や農林水産省など関係省庁と十分に調整することとしています。
34	2	<p>最終案の2(1)④で説明されている「食品に自然に含まれる物質」については、該当する食品及び物質とそのレベルについて、貴省が保存されている情報を一般に提供すべきである。</p>	日本生活協同組合連合会	D69	ご指摘の点については、具体的事例について個別に検討することとします。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
35	2	暫定基準の設定を説明する図は、一律基準を適用するケースについて誤解を生じうるものであるため、修正すべきである。	日本生活協同組合連合会	D69	ご指摘の図は暫定基準の設定方法を図解したものであり、一律基準を適用する事例を説明したものではありません。しかしながら、一律基準の適用範囲などについて正確な理解が進むようポジティブリスト制度全体の説明を工夫したいと考えます。
36	2	展着剤や活性共力剤についての取扱を明文化していただきたい。	日本紅茶協会	D80	一般に農薬に該当するものについては本制度の対象となり、基準が設定されていない場合は、一律基準が適用されます。
37	3	「遺伝毒性のある発がん物質及び国際機関でADIが設定できないと評価されている農薬等については『不検出』という暫定基準を…」と表現するのではなく、本来使用してはいけないものは「検出されてはならない」との表現で、使用できないことが明確に示されるようにしてほしい。 (同旨1件)	全国消費者団体連絡会・生活協同組合東京マイコープ・伊藤 康江	D18・D27	現在の告示との整合性を考慮する必要があると考えています。現在の告示の表では「不検出」との記述をしていますが、その説明文には、「検出されるものであってはならない」と明示しているところです。
38	3	PhosphineのようなADIを設定できない物質について、MRLはNDとすべきだが、このような物質のリストを分けているのか。	オーストラリア農林水産省	G1	リン化水素(Phosphine)は、JMPRにおいて、ADI=「Not Necessary」とされています。これは、「ADIが設定できない」、いわゆる「NO ADI」ではなく、「ADIの設定が必要ない」というものであり、物質としての危険性が高いものではないことを示すものと認識しています。このため、残留基準値は「不検出」とせず、コーデックス基準を含めた各国基準値を、暫定基準として採用しています。
39	3	日本の「不検出」基準の設定について、その設定根拠が明確でない。表1に記載の不検出とする化学物質について、CODEX等と同じように、現段階で徹底的な検証がなされているのか否か。	アメリカ合衆国政府	G4	基準を「不検出」としたものは、従来から「不検出」としていた物質、コーデックス等国際機関でADIが設定できないと評価されている物質、国際機関において、ADIが0.03 µg/kg/day未満であるとされた物質が該当しています。
40	3	不検出とされている15物質が、暫定基準のリストとは別になっているので非常に分かりにくい。禁止されていることがはっきり分かるように、同じリストに収載すべき。	Sino Analytica	F31	これまでの公表の際にも、同様のご指摘を頂いていることから、最終案の公表にあたっては、索引の整備を行ったところです。
41	3	不検出としている物質の選定方法を示されたい。また、ハチミツのCoumafos/Coumaphosに関してEUが中国と同じ0.1mg/kgと規定しているのにNDとした根拠を示されたい。	中国政府	G19	「不検出」とする物質は、①発がん性等の理由によりADIを設定できないもの、②国際機関でADIが設定できないと評価されている物質、③国際機関においてADIが0.03 µg/kg/day未満であるとされた農薬等(クレンブテロール、デキサメサゾン及び酢酸トレンボロン)又は既に「不検出」という残留基準が設定されている農薬等について設定することとしました。 なお、ご指摘のクマホスについてはJMPRにおいてADIが設定できないと評価されていることから「不検出」としたものです。
42	4	コーデックス基準ではなく、(それよりも高い)国内基準、または海外の基準を、暫定基準として採用してほしい。	Almond Board of California・田中希義	D12・F26	コーデックス基準のあるものは、原則コーデックス基準を採用することとしており、いただいたご意見は採用できません。ただし、例外的に、必要に応じて国内における農薬の登録使用実態も考慮することとしています。
43	4	日本の薬事法に基づく検出限界値を暫定基準値として採用しているが、この値はあくまで検出限界値である。毒性試験結果に基づいたADIから算出されている、諸外国のMRLを暫定基準値として採用すべき。	科研製薬株式会社	D15	我が国では、薬事法に基づく承認を得た動物用医薬品については、検出限界値による管理がなされていることから、同値を暫定基準として採用したものです。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
44	4	暫定基準に関しては、コーデックス基準、登録保留基準、残留基準を設定している5カ国の基準を参考に定めとなっているが、その際平均値ではなく、最低の値に設定すべき。 (同旨2件)	全国消費者団体連絡会・生活協同組合東京マイコープ等	D18・D27・D44	暫定基準値の検討の対象としている農薬について、複数の国で異なる基準値がある場合、いずれの基準も科学的な方法で設定されていると考えられることから、平均値を採用することとしています。
45	4	登録保留基準は、その性格からして残留基準(MRL)として採用すべきでない。	アメリカ合衆国政府	G4	登録保留基準は、農薬の登録の適否を判断する基準であり、ご指摘のとおり、食品衛生法に基づく残留基準とは異なります。しかしながら、毒性評価からADIを設定し、作物残留試験成績から基準値を定め、ADIとの比較により暴露評価も行っているなど、科学的根拠に基づき基準を設定しており、従来よりこれを参考として残留基準を決めてきたところです。
46	4	登録保留基準と海外基準があった場合、類型3-2を適用するのは、「自給率が50%未満であって、その主要輸出国が主要5カ国の中に含まれている場合」となっているが、該当する基準値について採用されていないケースが多々あるので修正すべき。	アメリカ合衆国政府	G4	類型3-2の適用は、ご指摘のケースに該当する場合であって、当該食品の流通、あるいは農薬の使用実態等と照らし、特に必要であると認められた場合のみに限っています。あくまで例外的な措置であって、該当する全ての項につき原則採用するわけではありませんが、ご要望の農薬・食品につきましては、検討の結果、類型3-2の適用を行うこととします。
47	4	最終案は、農作物等の流通の円滑化に重点をおき、国民の残留農薬等の摂取量を減らそうとする視点がない。 具体的には、 1)国内外の基準で、最も低いものを採用する。 2)日本で適用のない農作物には、作物群毎に設定されている登録保留基準をそのまま採用しない。 3)有害性が判明し、販売禁止された農薬等は、ネガティブリスト制度をとる。 4)「人の健康を損なうおそれのない量」に基づく基準は、0.001ppm以下にする。 これらについて、再考願いたい。	反農薬東京グループ	D21	今回のポジティブリスト制度の導入は、これまで原則販売等の規制のなかった食品に対して、規制をしようというものであり、制度変更の全体としての方向性は、摂取量を減らす方向にあります。1)について:暫定基準値の検討の対象としている農薬について、複数の国で異なる基準値がある場合、いずれの基準も科学的な方法で設定されていると考えられることから、平均値を採用することとしています。2)について:登録保留基準策定時に一定の科学性を持って評価されたものであると考えられることから、原則登録保留基準を採用しています。3)について:ポジティブリスト制度との併存は制度的に困難です。4)について:許容量の目安としての1.5μg/dayを超えないよう、0.01ppmを設定したものであり、ポジティブリスト制度を採用している諸外国の状況をもみても一定の合理性があると考えています。
48	4	ミネラルウォーターの残留基準については、EUの水道水基準(単一農薬で0.1μg/L、総農薬で0.5μg/L)を採用すべきである。また、清涼飲料水は、ミネラルウォーターの基準に準ずるようすべきである。	反農薬東京グループ	D21	ミネラルウォーター類については、WHO飲料水ガイドラインに定められる基準に基づき暫定基準を設定しています。我が国の水道の水質基準もWHO飲料水ガイドラインを参考に決められており、整合性はあるものと考えます。また、ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水には、水以外の原料も含まれるため、ミネラルウォーター類に準じた基準とすることは困難です。
49	4	分析感度の観点から、採用される暫定基準は一斉分析法の定量限界によって設定して頂きたい。	(社)農林水産先端技術産業振興センター	D24	厚生労働省では、暫定基準の分析可能な一斉分析法の開発に努めているところであり、暫定基準を設定するものの多くは、いくつかの一斉分析法でカバーされますが、個別の試験法が必要なものもあります。
50	4	EUにおける暫定基準値を、暫定基準として採用してほしい。 (同旨1件)	BASFアグロ株式会社・シンジェンタジャパン株式会社	D25・D63	EUにおける暫定基準値は、法的な位置づけが不明確であることから、暫定基準策定の参考とはしておりません。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
51	4	日本が輸入している農作物について、コーデックス基準、国内基準等でなく、最大生産国を含む主要生産国の基準値を暫定基準として参考にしてほしい。(同旨5件)	アメリカ合衆国政府・サントリー(株)・日新通商株式会社等	G4・D3・D4・D19・D64・D71	暫定基準は、コーデックス基準をはじめ、科学的に評価されていると考えられる国などの基準を参考に設定しています。主要生産国であるという理由で、その国の基準値を暫定基準として採用していません。
52	4	現在のGC-MSによる多成分一斉分析では、検出限界が一律基準の0.01ppmを上回る農薬が多数ある。新たに設定された多数の成分や基準値に対応していくためには、分析機器の設備や技術・労力面でさらなる投資が必要であり、生産者・団体への過大なコスト負担を強いられる。ADIを考慮しつつ、分析機関で現在一般的な多成分一斉分析で可能なレベルの基準値を設定いただきたい。(同旨2件)	全国農業協同組合中央会・全国農業協同組合連合会等	D36・D40・D47	ポジティブリスト制度は、残留農薬などについて、分析を義務付ける制度ではありません。一方、一律基準は人の健康を損なうおそれない量をとって、定められるものです。なお、都道府県等で監視指導で用いるものとし開発している分析法の定量限界が、一律基準を上回る場合は、その値をもって対応することとしています。
53	4	外国基準を参照した暫定基準値について、平均値が採用されたため、個別の輸出国から見れば、当該国基準よりも暫定基準の方が厳しい項目が生じている。各国基準が科学的根拠に基づき設定されたものであれば、特段の事情がない限り、各国基準を尊重し、CODEX基準を含めた輸出国の基準の内、もっとも高い基準値を採用すべきである。(同旨13件)	アメリカ合衆国政府・全国納豆協同組合連合会・アメリカ合衆国小麦連合会等	G4・D42・F02・F03・F06・F07・F08・F12・F16・F20・F24・F25・F26・F29	暫定基準値の検討の対象としている農薬について、複数の国で異なる基準値がある場合、いずれの基準も科学的な方法で設定されていると考えられることから、平均値を採用することとしています。
54	4	〇フェリムゾン(513)〇について、豪州基準を参考として「その他の魚類」に0.05ppmの基準値案を示しているが、この根拠を確認することができない。	住化武田農薬(株)	D51	誤記であることが確認されましたので、削除します。
55	4	類型6-4の対象農薬リストにおいて、イマザキン、クロマゾン、フェノキシカルブを追加し、イオドスルフロンメチルを除外する必要がある。	小川邦彦	D55	ご指摘の通り、修正します。
56	4	類型6-4に該当する農薬のうち、暫定基準値の記載のない作物を含むもの(シラフルオフェンのびわ、シロマジンのたけのこなど9カ所。本来、類型6-4が該当すると考えられるもの)がある。	小川邦彦	D55	ご指摘の通り、修正します。
57	4	基準値案として示されている「0.01ppm」で健康を害するのか、また、基準が高く設定されているものについては、それ以内であれば健康を害しないのか。このような制度は農業者にも消費者にも納得できるものではなく、ヨーロッパに倣うのではなく日本は独自性をもつべきである。	浜地清春	D60	一律基準が適用される事例は、当該農薬等の使用が認められていない場合などであり、本来、農薬等の残留が想定されないものです。一方、一律基準をゼロとすることは、施行において実行不可能であることから、科学的に妥当なレベルを一律基準を設定しています。
58	4	ADIが設定されている農薬については科学的なデータに基づきリスク評価が行われていることから、個別の農産物ごとの残留基準が設定されていない場合にも、一律基準を適用するのではなく適正な基準値を設定してほしい。海外基準の参照にあたっては、ADIの範囲内において諸外国ですでに認められている高い基準を採用してほしい。	(社)日本青果物輸入安全推進協会	D64	残留基準は、農薬の適正な使用に基づき設定されるもので、一方、一律基準は、使用が認められない農薬や農作物に対し適用されます。従って、ADIの範囲では「適正な基準値を設定」することは困難です。また、個別の農薬について、「ADIの範囲内で諸外国で既に認められている高い基準」を検討し採用することは困難です。
59	4	食品添加物として指定されている農薬等に関しては暫定基準の対象にしないとされているが、レモン果皮を加工食品の原料に用いることなどに関連する安全上の問題を考慮して然るべき措置を講じるべきである。	日本生活協同組合連合会	D69	食品添加物として適正に使用されている限り、安全上の問題は生じないと考えています。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
60	4	各食品別のMRLはADIと摂取量により自ずと定まるものと考え、最終案で示された基準値は外国基準を参照したり、登録保留基準を採用するなど、科学的・論理的な基準値とは言い難いものがあると考え。今後、日本の食生活に即した科学的・論理的な基準値設定への努力をお願いしたい。	(社)日本果汁協会	D83	暫定基準の設定対象となる農薬は非常に多いため、各農薬についてADI、作物残留量及び摂取量を踏まえた基準を暫定基準として設定することは困難です。このため、暫定基準の設定にあたっては、国際基準や国内の登録保留基準などを参考としています。暫定基準の見直し等の詳細については、今後、リスク評価計画などの作成によりお示しすることとしています。計画の検討にあたっては、食品安全委員会や農林水産省など関係省庁と十分に調整することとしています。
61	4	パプリカパウダーについて、その他のスパイスとする場合、乾燥重量10分の1とすると以下の農薬(別添略)について超えてしまうので考慮してほしい。	Felix Reverte Salcedo (スペイン)	F18	パプリカ(ジャンボピーマンを除く。)については、「その他のなす科野菜」の分類することとします。
62	4	提案された基準をモニターするバリデートされた試験法が一般的に利用可能でない。さらに、いくつかの物質については、検出限界が基準値となっている。お茶はとても難しいマトリクスを持っている。	欧州茶協会 (European Tea Committee)	F25	試験法に関しては、平成15年度より3年計画で検討を進めており、経過等についてはホームページにて公表してきたところです。基準値を超えるか否かを調べるための試験法は、一つの方法に限定されるものではなく、科学的に信頼性の確認された方法であれば分析が可能です。厚生労働省では、分析法の一例として、ホームページに公開することとしています。
63	4	スパイス(チリペッパー)のMRLについて、スパイスのMRL(提案された暫定MRLを含む)が37回CCPRで採択されている(別添A)。乾燥チリペッパーとスパイスがステップ5で検討されている(別添B)。インドで登録されている以下の農薬(別添C)について、日本の暫定基準のリストにない。	スパイスボード (インド)	F4	コーデックス総会で採択された基準値につきましては、反映させることとします。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。
64	4	米国やその他の国の緊急的な基準についても、迅速に検討し、暫定的に受け入れるシステムを作るべき。	アメリカ合衆国小麦連合会	F6	残留基準の設定を行う際には、食品安全基本法に基づき食品安全委員会において食品健康影響評価を行うことが必要であり、諸外国の基準を緊急的にそのまま受け入れることは困難です。米国等においては緊急時でも登録などの審査が行われており、我が国に輸出される食品について農薬等がある程度残留する可能性があり、海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。
65	4	現在、インドでMRLが設定されている、あるいは設定される予定である基準値について、貴省が公表しているポジティブリストに含め、基準値を設定してほしい。	在日インド大使館	G11	根拠となる残留試験データなどが提出されていないことから、採用できません。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。
66	4	ほうれん草と枝豆について、台湾では以下の農薬について基準値があるので採用してほしい。	台北駐日経済文化代表	G5	根拠となる残留試験データなどが提出されていないことから、採用できません。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
67	4	<p>1. 大豆、コーヒー、かんきつ類について、基準の定められている成分の違いや、ブラジルの基準値が日本の基準値よりも大きなものがある。</p> <p>2. 特に、シプロコナゾール、エポキシコナゾール、フルキンコナゾール、フルトラニル、テブコナゾール、トリフロキシストロビン、テトラコナゾール、ピラクlostロビンなどの殺菌剤について大豆やコーヒーに登録されているが、これらブラジルで汎用されているものについて、日本の基準がない。</p> <p>3. ブラジルは、90年代からコーデックスに参加し、国として科学的評価に基づきMRLを定めてきた。日本は米国など科学的評価に基づき基準を設定している国の基準を受け入れるとしている。私たちは、ブラジルのMRLについても日本の厚生労働省が同様に受け入れ、暫定基準としてブラジル基準値を採用すべき。(別添リストあり)</p>	ブラジル政府	G8	<p>暫定基準の設定にあたっては国際基準を基本としており、国際基準などがない場合科学的根拠に基づき基準を設定し我が国の要請に対し協力を返答した米国、EUなど5カ国の基準を採用したものです。要請がある農薬については、根拠となる残留試験データなどが提出されていないことから、採用できません。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。</p>
68	4	<p>家きんの筋肉に基準が設定されているいくつかの汎用されている農薬等について、コーデックスのMRLを下回っている。(別添リスト黄色マーク)これらについて、CODEX基準に整合させるよう要求する。</p>	ブラジル政府	G8	<p>ご意見の全ての物質について、コーデックス基準が確認できないことから、採用できません。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。</p>
69	4	<p>カカオ豆について、エクアドル国内で汎用されているいくつかの農薬(別添略)について、2国間の利益のため、当方から提案する数値に変更して頂きたい。</p>	エクアドル共和国大使館	G17	<p>根拠となる残留試験データなどが提出されていないことから、採用できません。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。</p>
70	4	<p>実際に検査等で運営するにあたり、基準値案の項目の定義が明確でないので、何らかの形で記載が必要であると考えます。</p> <p>たとえば、畜産物の項目で牛について見ますと、筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、食用部分に分かれる、食用部分については前の4つの部位以外のことを示すのか、それともほかに意味があるのか。また霜降り肉の様に筋肉内に脂肪が混在している検体も筋肉としての基準値が適用されるのか、明確にしたい。</p> <p>特に脂肪については、その基準値は脂肪組織又は脂肪部分の全重量当たりの濃度と理解しているが、それでよろしいか。というのも昭和62年8月27日付衛乳第42号の通知では暫定基準が脂肪中濃度で示されているため、筋肉であろうが脂肪組織であろうが、溶媒で抽出した脂肪当たりの濃度で評価される。そのため今回の暫定基準値の脂肪については、脂肪中濃度と混同しやすいことから、説明が必要である。</p>	東京都健康安全研究センター	D31	<p>「食用部分」については、筋肉、脂肪、肝臓、腎臓を除く食用に供されるされる部分を示します。</p> <p>「筋肉」については、食肉中の筋肉部分に適用されることから、分析に当たっては食肉中の脂肪部分を除去することが必要です。なお、この区分にはコーデックス基準における「meat」や「muscle」が該当します。</p> <p>また、「脂肪」については、食肉中の脂肪部分及び脂肪組織に適用されるため、分析に当たっては食肉中の筋肉部分を除去することが必要です。なお、この区分にはコーデックス基準における「meat (fat 又は in the fat)」や「fat」が該当します。</p>
71	4	<p>暫定基準にコーデックス基準を採用していない事例について、その理由を示されたい</p>	中国政府	G19	<p>暫定基準については、2005年7月に開催されたコーデックス総会で最終合意された基準については、すべて採用することとしており、最終案の中で未だ反映されていないものについても最終的に修正することとしています。</p>

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
72	4	暫定基準の設定に当たり米国等の5カ国を参考としているが、食生活の似た東南アジア諸国も参考国とするべきである。中国では科学的評価に基づき137の農薬、92の動物用医薬品について残留基準を設定した。是非、これら基準を参考にすべく、中国を参考国として採用されたい。	中国政府	G19	JMPR及びJECFAで科学的な評価に必要とされている毒性試験結果などのデータに基づき残留基準を設定しており、これらのデータについて提供可能であると申出のあった国(米国、カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドの5ヶ国(地域)(平成15年4月11日に開催された食品輸入円滑化推進会議において在京各国大使館へ通知し協力の申し出があった国))の基準を参考に、暫定基準を設定することとしました。貴国からは協力の申し出がなかったことから、要望については受け入れられません。
73	4	一部の暫定基準に5カ国の参考国の基準の平均を採用しているが、科学的ではない。参考国の基準の最大値を採用すべきである。	中国政府	G19	暫定基準の設定に当たっては、コーデックス基準がなく、我が国で設定された基準がない場合には、協力の申し出のあった国の基準を参考にすることとしました。その際、複数の国に基準がある場合には、それぞれの国では、それぞれの基準が国内産品はもとより輸入品にも適用されていること、これらの国では残留試験結果等に基づき科学的な方法によって基準が設定されていると考えられること、WTOの中でいずれの基準も有効なものとして取り扱われていることなどから、その平均値を採用することとしたものです。
74	4	暫定基準の設定に関し、様々な方法で行っており、一貫性がない。例えば、DicifolのショウガについてEUとニュージーランドの基準があるのに平均をとらず、EUの基準を採用している。また、Diflufenicanに関しては、オーストラリアの基準を全く採用していない。	中国政府	G19	暫定基準は、①国際基準であるコーデックス基準、②国内の農薬取締法に基づく登録保留基準(動物用医薬品にあつては、薬事法に基づく承認時の定量限界等、飼料添加物にあつては、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく指定時の定量限界等)、③JMPR及びJECFAで科学的な評価に必要とされている毒性試験結果などのデータに基づき残留基準を設定し、これらのデータについて提供可能であると申出のあった国の基準を参考にし、一定のルールで設定を行っています。また、ご指摘の事例について、ジコホールのショウガに関するニュージーランドの残留基準が3mg/kgとの記載がありますが、これは果実及び野菜の基準であり、ショウガは含まれていません。また、ジフルフェニカンに関しては、既にオーストラリアの基準を反映したものに修正しています。
75	4	同類の食品の残留基準における差について説明されたい。	中国政府	G19	食品分類間での基準値の違いに対する指摘ですが、残留農薬等基準の設定は、単に食品の摂取量だけでなく、農薬等の適正な使用に基づき行われるものです。我が国における残留農薬基準設定では、推定される農薬の摂取(暴露)量の合計と、環境中からの暴露量との和が、各種の毒性試験に基づいて設定されたADIの範囲内に収まるように基準を設定するのと考え方をとっており、この考え方は国際的な考え方と同様です。なお、ポジティブ制度の導入に当たり、現行の基準については変更していません。
76	4	ヘキサフルムロン、ホキシム、エマメクチン安息香酸塩のように参照した基準が不明確なものがあるが、その設定方法を示されたい。	中国政府	G19	ご指摘の事例は設定ルールの類型6-4、6-5に相当するものです。類型6-4は一律基準までの分析が困難であるため、分析法の定量限界に相当する値をもって基準を設定したものです。また、類型6-5は、一律基準未満の基準が一部の農作物等に設定されているため、既に設定されている残留基準の中で最小の値をもって基準を設定したものです。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
77	4	暫定基準に現行の基準を採用しているものと採用していないものがあるがその根拠を示されたい。	中国政府	G19	これまでに設定されている現行の残留基準は、暫定基準として再設定されるものではありません。
78	5	オレンジの果皮とレモンの果皮について、これらは「その他のスパイス類」に分類されているが、「オレンジ」「レモン」の基準より低く設定されていたり、同じだったりするものがある。こういった項目に関しては、「オレンジ」または「レモン」の規格基準を満たした原料の実と皮を分別し、オレンジの果皮またはレモンの果皮を製造しても、果皮としては「その他スパイス類」の規格基準を超えてしまう可能性が非常に高い。この場合、「その他スパイス類」として即違法となるのか、それとも原材料である「オレンジ」「レモン」にさかのぼって適法性が判断されるのかわかり難い。以上のことから、柑橘類(皮)の基準を別途立ち上げていただきたい。	サントリー(株)	D1	オレンジの果皮及びレモンの果皮は、果実全体を対象として残留基準が設定されることから、当該加工食品の基準適合性については、原材料であるオレンジ若しくはレモンにより判断することとします。なお、みかんの果皮(いわゆる陳皮)については、「その他のスパイス」の基準を適用します。
79	5	「不検出」とされている農薬等において、果汁の取り扱いが不明確である。清涼飲料水の成分規格のヒ素、鉛、カドミウムも同じく不検出という規格基準であるが、その試験法は「湿式分解法:検体100g(希釈して飲料に供する清涼飲料水にあたってはその飲用に際して希釈する倍数の値で、濃縮した原料用果汁にあたってはその濃縮した倍数の値で100gを除いた量)を採り、…」となっており、濃縮した原料用果汁についてはストレートに戻した状態で試験に供することとなっている。「不検出」が規格基準である農薬等の試験法の濃縮した原料用果汁についてのサンプリング法も、同様に、ストレートに戻した状態で試験に供することとしていただきたい。濃縮状態で試験に供するのは、原料農産物を必要以上に高感度な分析方法で検査していることと同じであり、また不検出が規格基準である清涼飲料規格の分析方法とも整合性がとれない。濃縮果汁についての基準適合性の判断は全てJAS法上の基準Brix換算で行ってほしい。(同旨1件)	サントリー(株)・(社)日本果汁協会	D1・D83	加工食品の基準適合性の判断は、原料となる農作物の基準値が判断の基本になり、濃縮倍率は考慮することとなります。また、基準への適合性を判断する方法としてJAS法上の基準Brix換算が適切か否かについては慎重に検討する必要があると考えます。
80	5	主原料を対象にした制度にするようQ&Aで指導して頂きたい。 ① 一般に加工食品においては、使用される調味料等の副原料を加えると数十種類に及びます。これらの原料の全てについて、このポジティブリスト制を適用するとすれば、調査のみで多大の時間を要し精度の高い対応は不可能と考える。 ② 食品加工の実態から判断し、原料として使用量が5%以下のマイナー原料についてより、主要原料を中心に対応するよう、Q&Aに記載して頂きたい。安全性の確保の観点からもこの方が有益と考える。	日本エキスパイ料協会	D10	加工食品における残留農薬対策は、従来と同様に、基準に適合する原材料を使用することが原則です。加工度の高い加工食品では調査範囲などが広範になりますが、違反事例の有無、残留の蓋然性などを参考に管理を行うべきと考えます。
81	5	加工食品について、水分濃縮や抽出による農薬等濃縮、移行に伴う残留農薬等の含有量の扱いについてどのような考え方で対応するのかご教示願いたい。インスタントブラックティー(IBT)・インスタントグリーンティー(IGT)は茶葉の可溶性成分を抽出し濃縮後にスプレッドライヤーなどで乾燥させた加工食品である。この場合、濃縮果汁と同様に濃縮係数を乗じる方法で可能と認識して宜しいか。可能な場合は濃縮係数をご教示の上、明文化頂きたい。(同旨4件)(日本紅茶協会としては、濃縮係数として3.5を提案する。)	社団法人日本植物油協会・日本紅茶協会等	D17・D28・D80・F28・F31	加工食品の基準適合性については、水分含量や濃縮率などにより原材料に換算した値を判断の目安とすることとされていますが、個別の農薬・農作物、加工工程により加工食品における残留状況は異なることから、科学的に加工係数を検討している場合は、その値を換算に用いることとします。
82	5	加工食品等の国際規格については、機械的に国際規格を採用せず、日本の食習慣にあうよう、基準を見直すべきである。	反農薬東京グループ	D21	暫定基準の設定にあたっては、我が国がWTO条約に加盟することから、国際基準であるコーデックス基準を基本としたものです。コーデックスにおける残留農薬基準の設定においては、各地域の食品摂取量に基づく評価を行っています。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
83	5	大豆から外皮を取り除いたものを加工すると、「大豆油」と「脱脂大豆」に分かれる。「大豆油」は粗製・精製共に加工食品基準に入っており61品目となっているが、「脱脂大豆」はこの範疇に入っていない。従って、「小麦粉」と「小麦ふすま」が基準値として存在する小麦と同様に考えると、「脱脂大豆」を加工食品の基準に入れることが妥当と考える。	鹿沼 伸	D23	今回、暫定基準として加工食品に基準値を設定したのは、コーデックス基準がある場合に限られます。脱脂大豆にはコーデックス基準が設定されていないことから、暫定基準は設定しません。
84	5	食品の加工工程での農薬等の消長について研究を実施して頂きたい。	(社)農林水産先端技術産業振興センター	D24	加工食品に残留する農薬等に関して、加工工程での増減や加工食品中の残留などについて、実態調査を実施することとしています。
85	5	ゼラチンの原料である、牛や豚の骨や皮は、「牛の食用部分」「豚の食用部分」に含まれると考えてよいか。	日本ゼラチン工業組合	D26	基本的にご意見のとおり判断するものと考えます。なお、皮に脂肪等が付着している場合については、脂肪等の残留基準が適用されるものと考えます。
86	5	魚類においても、組織毎に農薬の残留は異なると考えられるので、現行の残留規則を考慮した対象組織の設定や科学的に妥当な規制導入を望む。	日本ゼラチン工業組合	D26	魚類にあつては、分析法等の通知において分析する部位を明示することとしています。
87	5	ゼラチンは、骨、皮等に含まれるコラーゲン蛋白質を、温水中で抽出したもので、一般的に、水分含量10%程度の乾燥品として流通している。ゼラチンのように、原料中の蛋白質を抽出し、濃縮、乾燥された製品については、骨や皮に設定される基準値ではなく、濃縮率を考慮した基準値を設定していただきたい。	日本ゼラチン工業組合	D26	ゼラチンについては、原材料である骨、皮等の基準適合性に従い判断を行います。この際は、濃縮率等を考慮し、ゼラチンから骨、皮に濃度を換算した上で判断することとなります。
88	5	骨、皮等から製造されるコラーゲンについても、ゼラチンと同じ基準値が求められると解釈している。この考え方でよろしいか。	日本ゼラチン工業組合	D26	ポジティブリスト制度においては、加工食品としてのゼラチン及びコラーゲンの基準は設定されていません。このため、コラーゲンについても、No. 87と同様に判断を行うこととなります。
89	5	加工食品の場合、別表3に記載された農薬以外が検出された場合には原料に遡って検討することになっているが、下記油脂についてはどの農産物の分類されるのかご教示願います。オリーブ油のオリーブ実、やし油のやし実、パーム油の果実、シアナット脂の実、カカオ脂のカカオ豆、亜麻仁油の亜麻仁 しそ油のしその実、ぶどう油のぶどうの種、パーム核油は「パーム核」、サル脂、シア脂、イリッペ脂なども「その他」の搾油原料種子から搾油されたものとして、搾油原料で「その他油糧種子」に含まれるものと判断してよいか。	社団法人日本植物油協会	D28	種々の食品に関する食品分類については、別途通知等で明確化することとしています。
90	5	食用、精製油、粗油の植物油等に区分されていますが、範囲はどのように決まるのか。オリーブ油の「初絞り」は適当な名称ではないと考える。「ごま油」「なたね油」を粗精製に相当する状態で食用にするが、このような場合、扱いはどこに分類されるのか。	社団法人日本植物油協会	D28	食用油脂については、日本農林規格等を参考に、規格基準としての名称を整備することとしています。なお、オリーブ油の「初搾り」については、「バージンオイル」と表記することとしています。
91	5	加工食品に暫定基準が設定されている農薬は、Codex等の基準が採用されているといわれていますが、油脂については濃縮あるいは希釈度合いの判断がわが国の実態とかけ離れていると思われる。具体的な例について言えば、なたねのグルホシネートは5ppmであるが、なたね油(粗油)では0.05ppmと規定されており、なたねの粗油を食するわが国の実態に照らして、この基準値を確保する油脂を製造することはできない。クロルメコートも同様である。このようなものに対しては、一般加工食品に準じて基準値を扱うように特例を適用して頂きたい。	社団法人日本植物油協会	D28	グルホシネートに設定されているなたねの基準は現行基準ですが、なたねに設定されているコーデックス基準も5ppmであり、加工行程を考慮した場合、矛盾はないものと考えられます。また、クロルメコートはいずれもコーデックス基準であり、矛盾はないものと考えます。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
92	5	<p>医薬品の効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料)リスト[昭和46年6月1日付薬発第476号厚生省薬務局長通知「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」の別紙「医薬品の範囲に関する基準」(現最終改正 平成16年3月31日付薬食発第0331009号)別紙3]以下「非医薬品リスト」に記載されている植物由来物について下記に示すように当該物が対応する暫定基準がある項目の範囲に含まれるようお願いする。</p> <p>①その他のゆり科野菜:非医薬品リストに記載されているもののうちゆり科植物由来のもの</p> <p>②その他のせり科野菜:非医薬品リストに記載されているものうちせり科植物由来のもの</p> <p>③その他のきく科野菜:非医薬品リストに記載されているものうちきく科植物由来のもの</p> <p>④その他のうり科野菜:非医薬品リストに記載されているものうちうり科植物由来のもの</p> <p>⑤その他のあぶらな科野菜:非医薬品リストに記載されているものうちあぶらな科植物由来のもの</p> <p>⑥その他の穀類:非医薬品リストに記載されているものうちイネ科の種子由来のもの</p> <p>⑦その他の豆類:非医薬品リストに記載されているものうちマメ科の種子又は果実由来のもの</p> <p>⑧その他のかんきつ類果実:非医薬品リストに記載されているものうちみかん科果実由来のもの</p> <p>⑨その他のいも類:非医薬品リストに記載されているものうち塊茎、塊根又は貯蔵根由来のもの</p> <p>⑩その他の果実:非医薬品リストに記載されているものうちかんきつ類以外の果実に由来のもの</p> <p>⑪その他のオイルシード:非医薬品リストに記載されているものうち搾油原料とする実又は種子由来のもの</p> <p>⑫その他のナッツ類:非医薬品リストに記載されているものうちオイルシードに利用される以外の種子等由来のもの</p> <p>⑬その他のきのこ類:非医薬品リストに記載されているものうち子実体、菌糸体又は菌核等由来のもの</p> <p>⑭その他の野菜:非医薬品リストに記載されているものうち他の分類群に属さない植物由来のもので、山菜などとして食経験のあるもの。</p> <p>⑮その他のハーブ類:非医薬品リストに記載されているものうち上記①～⑭に属さないもの (別添の表は省略)</p>	日本生薬連合会	D29	種々の食品に関する食品分類については、別途通知等で明確化することとしています。
93	5	<p>農産物の基準値と加工食品の基準値について、整合性を図るべきである。 (例1:マラチオンのトマトとトマト果汁) (例2:クロルピリホス及びフェナリモルのぶどうと乾燥ぶどう)</p>	株式会社アヲハタ	D48	マラチオンについては、既に加工係数が考慮されているので、最終案のとおりとします。クロルピリホス及びフェナリモルについては、整合性を考慮し、干しぶどうの基準を削除します。
94	5	<p>ハーブ・スパイスの定義について、「比較的少量使用される…」とあるが、数字が入っていないので、これに入るのかの判断が出来ないので、数字を出すべきだ。 (例えば、一日摂取量で何グラムとか)</p>	株式会社アヲハタ	D48	ハーブ・スパイスの定義につきましては、平成17年3月28日の農業・動物用医薬品部会において示した通りであり、ここに示された52種類のスパイス及び61種類のハーブ以外の、いわゆる一般に呼ばれるスパイスあるいはハーブについては、従来通り、「その他の〇〇科野菜」などとして分類されます。
95	5	<p>農産物とハーブ・スパイスの範囲について、用途により分類を変えるべきだ。 例として、ユズ(果皮)は「その他のかんきつ類果実」から「その他のハーブ」に分類変更になるが、ユズ(果皮)を弊社では原料ユズを剥皮し、スライスし、ボイル・冷却後凍結しており、用途としてユズマムレードの原料にしている。この場合、分類を農産物としての「その他のかんきつ類果実」にすべきである。(用途により分類を選択出来るようにすべきである。)</p>	株式会社アヲハタ	D48	スパイス等の分類については、コーデックスにおける食品分類を参考として設定したものです。なお、ゆずの果皮は「その他のかんきつ類果実」に分類することとします。
96	5	<p>加工食品の取扱に関して、多くの加工食品は単純に計算できる類のものではないことから、早急に代表的な加工食品についての残留データを収集すべきである。 また、農薬等の残留は部位によって大きく異なり、農薬が偏って残留している部位(レモン果皮など)のみを用いて製造した食品では、残留基準に適合した原材料を用いて製造した食品であっても、安全上の問題が懸念される場合が考えられるため、加工食品については慎重な措置を講じるべきである。</p>	日本生活協同組合連合会	D69	加工食品の取り扱いについては、これまで加工食品における農薬等の残留実態調査を実施し、その結果を公表しています。今後も引き続き残留実態や加工工程における農薬の残留量の変動等について調査研究を実施することとしており、その結果を踏まえ必要な措置について検討していくこととしています。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
97	5	香料等の添加物はポジティブリスト制度の規制対象外であるが、香料には果実等から抽出した精油等が含まれる。 原材料が食品衛生法第11条第3項の基準に適合するものであれば、その原材料から製造した香料を使用した加工食品に、当該香料に由来する農薬が残留する場合であっても、当該加工食品は基準に適合していると判断して差し支えないか。	日本香料工業会	D70	香料の原料である食品において、残留基準に適合するものであれば、香料に由来する残留農薬については基準に適合するものと判断します。
98	5	加工食品の適否の目安の試算にあつては、原料からの採油率をもって換算するのが合理的と考えるが差し支えないか。	日本香料工業会	D70	当面、採油率を基準への適合を判断する際の目安としますが、個々の農薬・農作物により油への移行の度合いは異なることから、それらについて科学的な知見の収集などを行う必要があると考えています。
99	5	可溶性コーヒーやコーヒーエキスに対する残留基準値について、どのような方法を用いて換算を行うのか。	日本コーヒー飲料協会	D72	加工食品における基準適合性については、原材料の割合、濃縮率などを用いて換算した値を判断の目安としています。
100	5	なし類の区分について、食べるに当たって追熟を要する「中国なし」については、「西洋なし」の範疇に含めていただきたい。	(社)日本果汁協会	D83	「中国なし」は日本の食品分類では「日本なし」に分類されます。
101	5	クランベリー加工品について、フレッシュ品の基準を単純に適用できないが、どのように判断したらよいのか。	クランベリー販売協会	F15	加工食品における基準適合性については、原材料の割合、濃縮率などを用いて換算した値を判断の目安としています。
102	5	セクション18の基準を認めてほしい。 (同旨1件)	Sun-Maid Growers of California (アメリカ)・カリフォルニアぶどう協会等	F16・F21	米国におけるセクション18の基準値については、既に最終案に反映されています。
103	5	スペインでは、唐辛子はナス科野菜と分類されているので、その他のスパイスと分類しないでほしい。	Felix Reverte Salcedo (スペイン)	F18	とうがらしについては「その他のなす科野菜」に分類することとします。
104	5	加工食品の残留農薬の検査は加工工程を考慮すべき。	Sun-Maid Growers of California (アメリカ)	F21	加工食品の基準適合性の判断は、加工食品として基準の定められている場合を除き、原料となる農作物の基準適合性が判断の基本になり、加工工程は考慮することとなります。
105	5	シーズニングとして使用されるペッパーをとおして食品から農薬が摂取されたとしても、さほど問題ではないといわれており、ペッパー(piper nigrum L:黒こしょう)はポジティブリストシステムに含めるべきではない。	ペッパーマーケティングボード (マレーシア)	F5	こしょうは「その他のスパイス」として基準値が設定され、ポジティブリストの対象食品に含まれます。
106	5	「高麗人参」及び「えごまの葉」は、食品分類のどこに分類されるのか明示願いたい。	韓国政府	G16	いずれも、「その他の野菜」に分類されます。
107	5	原材料の基準値をもって換算係数を適用し、加工食品の基準値違反を考える場合、濃縮される場合も希釈される場合も、等しく換算係数によって判断されるのか。諸外国では、希釈される場合には判断しないのが普通である。	アメリカ合衆国政府	G4	加工食品の基準適合性の判断は、加工食品として基準の定められたものを除き、原料となる農作物の基準適合性が判断の基本になり、加工工程を考慮することとしています。濃縮も希釈も考慮されることとなります。
108	5	加工食品の換算係数の情報、あるいは新しいガイドライン等が示された場合には、速やかにウェブサイト公開されたい。	アメリカ合衆国政府	G4	重要な情報については、ウェブサイト等で公開していきます。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
109	5,6	米国のばれいしょ加工食品に対する基準について、暫定基準として採用すべき。あるいは、換算係数を明示されたい。	American Potato Trade Alliance	F29	今回、暫定基準として加工食品に基準値を設定したのは、コーデックス基準がある場合に限られます。 また、加工食品の基準適合性については、水分含量や濃縮率などにより原材料に換算した値を判断の目安とすることとしています。個別の農薬・農作物、加工工程により加工食品における残留状況は異なることから、科学的に加工係数を検討している場合は、その値を換算に用いることとします。
110	6	〇クロマゾン〇米国の基準にある「Crop Subgroup 1-D」にはアーティチョークが含まれているので、アーティチョークに基準値0.05ppmを加えてほしい。	エフエムシー・ケミカルズ株式会社	D14	「Crop Subgroup 1-D」にある「Artichoke, chinese」(チヨロギ)は「その他の野菜」に、「Artichoke, Jerusalem」(キクイモ)は「その他のいも類」に分類され、「アーティチョーク」には分類されません。日本の「アーティチョーク」は、米国基準における「Artichokes (Globe)」が該当します。
111	6	〇シペルメトリン〇米国において「シペルメトリン」の「Leafy Vegetables(except Brassica Vegetables)」 「Brassica Leafy」について基準値が設定されているので、反映してほしい。	エフエムシー・ケミカルズ株式会社	D14	前者の基準には、日本の「クレソン、その他のあぶらな科野菜、チコリ～その他のきく科野菜、パセリ、セロリ、その他のせり科野菜、ほうれんそう、その他の野菜」が、後者については日本の「はくさい～その他のあぶらな科野菜」が該当します。これらはいずれも既に反映されています。
112	6	〇イオドスルフロメチル〇最終案で、No61:イオドスルフロメチルは、小麦の残留基準が0.01となっているが、多くの農作物で類型6-4を適用し、残留基準を0.02としたのはなぜか。	反農薬東京グループ	D21	ご指摘の通り、イオドスルフロメチルでは小麦に0.01ppmの基準値が設定されており、類型6-4の適用に適さないと判断されることから、類型6-4を適用しないこととします。
113	6	〇イマザキン〇フェノキシカルブ〇個別暫定基準表で、No. 77:イマザキンが類型6-4で0.05ppm、No. 508:フェノキシカルブが類型6-4で0.05ppmとなっているが、これらの農薬は類型6-4にリストアップすべきでないか。	反農薬東京グループ	D21	ご指摘の通り、修正します。
114	6	〇カルベンダジム、ペノミル及びチオファネートメチル〇一部のオーストラリア、カナダ、EU基準値について、表から漏れているので採用してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	ご指摘の基準値は、いずれも確認できません。なお、コーデックス、オーストラリア、カナダにおける「Mushrooms」は、日本の食品分類では「マッシュルーム」のみに該当するものと考えます。
115	6	〇イマザモックスアンモニウム塩〇カナダ基準値が反映されていないので、修正してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	ご指摘の通り、修正します。
116	6	〇ホレート〇一部のCODEX、オーストラリア、EU基準が反映されていないので、修正してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	ご指摘の基準値はいずれも、確認できないか、もしくは既に記載されています。なお、オーストラリアにおける「Vegetables」には、日本の食品分類では「らっかせい、さとうきび、にら、パセリ、みつば、しょうが」は含まれないものと考えます。
117	6	〇ボスカリド〇一部の米国、カナダ、オーストラリア基準が反映されていないので、修正してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	ご指摘の基準値は、いずれも確認できません。
118	6	〇プロクロラズ〇一部のCODEX、EU基準が反映されていないので、修正してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	ご指摘の通り、修正します。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
119	6	○フルキンコナゾール○一部のオーストラリア基準が反映されていないので、修正してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	ご指摘の基準値は、いずれも確認できません。なお、コーデックス、オーストラリアにおける「Meat [in the Fat]」は、日本の食品分類では「○○の脂肪」に該当するものと考えます。
120	6	○フィプロニル○一部のコーデックス、オーストラリア基準が反映されていないので、修正してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	ご指摘の通り、修正します。
121	6	○ビンクロゾリン○一部の米国基準、EU基準が反映されていないので、修正してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	米国基準につきましては、ご指摘の通り修正します。EUの暫定基準については、法的な位置づけが不明確であることから、暫定基準策定の参考とはしておりません。
122	6	○ピリメタニル○一部の米国基準が反映されていないので、修正してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	ご指摘の基準値は、いずれも確認できません。なお、米国基準にある「Onion, green」は日本の食品分類では「ねぎ」に該当するものと考えます。
123	6	○ドジン○一部の米国、EU基準が反映されていないので、修正してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	くるみの米国基準につきましてはご指摘のとおり修正いたします。EU基準につきましてはご指摘の基準値は確認できません。
124	6	○テメホス○一部のオーストラリア基準が反映されていないので、修正してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	ご指摘の基準値は確認できません。なお、オーストラリアにおける「Meat [in the Fat]」は、日本の食品分類では「○○の脂肪」に該当するものと考えます。
125	6	○テブラロキシジム○一部の米国基準が、設定されていないのに記載されている。	BASFアグロ株式会社	D25	ご指摘の事実は確認できません。
126	6	○ジメモルフ○一部の米国基準が反映されていないので、反映してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	ご指摘の基準値は、確認できません。なお、「Taro, Leaves」は、日本の食品分類では「その他の野菜」に該当するものと考えます。
127	6	○ジメテナミド○一部の米国基準が反映されていないので、反映してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	西洋わさびについては、ご指摘の通り0.01ppmを追記いたします。それ以外については、ご指摘の基準値は、確認できません。
128	6	○シペルメトリン○一部のCODEX基準、米国基準、オーストラリア基準、ニュージーランド基準が反映されていないので、反映してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	チコリの米国基準については、ご指摘の通り10ppmを追記いたします。それ以外については、ご指摘の基準値は、確認できません。
129	6	○ジフルフェンピル○一部の米国基準が反映されていないので、反映してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	これらの基準値は、全て平成17年7月31日付けで期限切れとなっています。
130	6	○クロルフェンピホス○一部のEU、オーストラリア基準が反映されていないので、反映してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	ご指摘の基準値は、確認できません。
131	6	○クロルフェナピル○一部のEU、米国基準が反映されていないので、反映してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	EUの基準につきましては、ご指摘の通り修正いたします。米国における施設の衛生管理の目的で使用される化学物質は、農業には該当しないと考えられることから、0.01ppmという残留につきましては暫定基準を設定しないこととします。
132	6	○クレトジム・セットキシジム○オーストラリアにおけるクレトジムの基準値が反映されていないので、反映してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	ご指摘のとおり修正します。
133	6	○クロルデン○畜水産食品の場合、クロルデンは多数の化合物から成りますが、codexではトランス及びシスクロルデンと代謝物のオキシクロルデンの総和を採用しており、今回の暫定基準でも同じと考えてよろしい	東京都健康安全研究センター	D31	貴見のとおりです。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
134	6	○トリクロルホン○家きんの卵、ウナギ目魚類、その他の魚類、魚介類、その他の動物等では、薬事法の定量限界や類型6-5の適用により、0.01ppm未満の非常に小さい値が基準値として設定されている。一方、第2次案に対する個別基準等に対する意見139にも示されたとおり、家きんの卵の場合は、豪州における本化合物の家禽の卵に対する残留基準値が0.05ppmと設定されている。更に、JECFA及び米国FDA等により、曝露量の閾値として合理性があると評価されている1.5 µg/dayを基準に算出され、日本国民の食品摂取量を踏まえて安全性を管理する上で問題がないと考えられる値は0.01ppm(10ppb)であり、特に毒性に問題がない物質について、これ以下の基準で管理することには合理性が認められない。従って、これらの基準値については、一律基準案の値を設定すべきである、と考える。	バイエルメディカル(株)動物用薬品事業部	D32	ご指摘の基準値については、農林水産省から提出された薬事法に基づく定量限界に基づき設定されたものです。また、現行の管理基準が一律基準値として考えられる0.01ppmを下回るものがある場合、基準値が設定されていない食品について一律基準値を設定することは合理性がないため、ご要望にお応えすることは困難です。なお、ウナギ目魚類については、農林水産省動物用医薬品等主管課長より既提出の検出・定量限界値の訂正值が提出されたことから、基準値を修正することとします。
135	6	○フェニトロチオン○乳は、2004年のJMPR評価において、0.01ppmにMRLを変更する案が採択されている。CODEX基準が0.01ppmに変更されることは確実と考えられることから、暫定基準案は0.01ppmが望ましいのではないか。	住友化学株式会社	D33	ご指摘の基準値は、2005年のコーデックス総会において採択されておりませんので、参考にしません。
136	6	○フェンピロキシメート○ネクタリン及びマンゴーの現行基準値は、いずれも1.0ppmの誤りではないのか。	日本農薬株式会社	D34	ご指摘の通り、修正します。
137	6	○ブプロフェジン○米国において、2005年4月8日に基準値が追加され・発効したので、その分について暫定基準値表に反映させるとともに、暫定基準値を米国基準に訂正してほしい。	日本農薬株式会社	D34	ご指摘の通り、米国において基準が追加されましたので反映させることとします。ただし、暫定基準の設定は、規定の設定方法により行っているため、レタス以外は暫定基準値としては採用しません。
138	6	○オクタクロロジプロピルエーテル○イソカルボホス○オクタクロロジプロピルエーテル及びイソカルボホスは、中国において茶の生産に使用されているので、ポジティブリストに加えてほしい。また、基準値の設定をお願いします。	山陽商事株式会社	D35	ポジティブリスト制度は、使用される全ての農薬等について適用されることから、リストに記載のない農薬等であっても、ポジティブリスト制度の対象として加味されております。暫定基準値は、国際基準、国内の基準、または科学的に基準値を設定していると認められた5カ国(地域)の基準を参考として設定しています。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。
139	6	○MGK264○米国において基準が設定されているので、暫定基準を設定してほしい。(米国でのアーモンドに係る残留基準:10ppm)	ブルーダイヤモンド・アーモンド・グローブズ日本支社	D38	米国において基準が設定されている、牛、豚、羊、山羊、馬の脂肪及び乳脂肪につきましては、ご指摘の通り修正します。ただし、施設の衛生管理の目的で使用される化学物質は、農薬には該当しないと考えられることから、10ppmという残留につきましては暫定基準を設定しないこととします。
140	6	○グルタチオン○動物用医薬品(水産用:スズキ目魚類)として用いられているグルタチオンはポジティブリスト最終案において暫定基準値が設定されていない。グルタチオンは人間を含む動植物の組織中に広く含まれていることが知られているが、今回、グルタチオンの暫定基準が設定されなかったという事は、当該物質が暫定基準一般規則(案)の第4項の天然に含まれる物質に該当すると理解してよろしいか。	協和発酵工業株式会社	D45	ご指摘の物質については、天然に含まれる物質として施行通知等により示すこととしています。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
141	6	○ドラメクチン○Codexで設定されている豚の筋肉のMRLは、注射部位の筋肉への残留を考慮せず、通常の筋肉へのドラメクチンの残留に基づいている。一方、日本で求められる休薬期間設定のための残留試験では、一番長く残留するであろう筋肉＝投与部位で、その残留分析をすることが求められている。すなわち、Codexでは筋肉のMRLの設定にあたり、注射部位の筋肉への残留を考慮していないため、このCodexのわが国の一律基準(0.01 ppm)よりも低い値を日本での基準値案とすることは適切ではないと考えられる。さらに、筋肉の摂取にあたっては、通常の筋肉を摂取することに比べて、投与部位の筋肉を摂取する可能性は極めて低いため、通常の筋肉と注射部位の筋肉のMRLを同じとすることは妥当ではないと考える。したがって、日本における豚の筋肉におけるMRLは、注射部位の筋肉と通常の筋肉の残留は異なることを考慮し、EUと同じ0.02 ppmとしていただきたい。	ファイザー株式会社	D5	暫定基準の設定に当たっては、我が国がWTOに加盟していることを踏まえ、コーデックス基準が設定されている場合にあっては、優先的に採用することとしています。なお、農林水産省における休薬期間の設定は、投与部位も含めた残留基準への適合性を確保する観点から行われているものと認識しているところです。
142	6	○ジチオカルバメート○の基準に関すること。ミルネブについて、ジチオカルバメートの二硫化炭素法による分析を実施した場合にはミルネブおよびその代謝物・分解物に由来する二硫化炭素も検出される。ミルネブ自体は別の分析法により定量できるが、その代謝物および分解物については定量できないため、ジチオカルバメートの定量値に影響を及ぼすことが考えられる。特に「かき」については、ミルネブの基準値、ジチオカルバメートの基準値の両方が設定されていることから、ミルネブの影響を排除できる手法、もしくはミルネブの影響が問題にならない程度の基準値を設定していただきたい。さらに、二硫化炭素法により検出されるチアジアジン(ミルネブ)も登録されており、残留基準にマンゼブの登録保留基準を採用することは不合理である。ジチオカルバメートの基準については、はくさいについてもバックグラウンドを加味した暫定基準値を設定していただきたい。	三共アグロ(株)・クマイ化学工業(株)、大内新興化学工業(株)、バイエルクロップサイエンス(株)、ダウケミカル日本(株)	D52・D81・D87	ジチオカルバメート系農薬については、CS2法を採用せず、各個別物質についてHPLC法によって測定することとしているのでバックグラウンドを考慮する必要はないものと考えます。HPLC法ではミルネブの代謝物がミネルプト同時に測定されることはなく、分離測定できるものと考えます。したがって、ジチオカルバメート系農薬の基準値については、最終案でお示ししたとおりとします。
143	6	諸外国で一般的に使用している農薬であるにもかかわらず、最終案に含まれていない以下の農薬について、基準の設定を求める。 クロルベンズロン、イソカルボホス、マトリン、ウルバシド、ジベレリン酸、インドール酢酸、サイトシニン、monosodium methylarsonate、blufosinate ammonium、テルブチラジン、メルカプトチオン、nitrofoska foliar、スルフルアミド、curprous oxide、過酸化水素、ペルオキシ酢酸、チオシアン酸アンモニウム、D-D	フロンティアーズ株式会社	D53	それぞれの物質に係る評価資料、ADI、使用方法、作物残留試験成績の概要について提供があれば、基準設定を検討することとします。なお、monosodium methylarsonateはヒ素として残留するものであり、ヒ素としての残留基準値が適用されます。
144	6	○チオファネート(Thiophanate)○にはチオファネートメチル(Thiophanate-Methyl)の基準が適用されるのか。	フロンティアーズ株式会社	D53	チオファネート(チオファネートエチル)については、チオファネートメチルの基準に含むものと考えます。
145	6	○スルホサート(Sulfosate)○にはグリホサート(Glyphosate)の基準が適用されるのか。	フロンティアーズ株式会社	D53	グリホサートの基準値には、スルホサート由来のものも含まれます。
146	6	○エスフェンバレレート○にはフェンバレレートの基準が適用されるのか。	フロンティアーズ株式会社	D53	フェンバレレートの基準値には、エスフェンバレレート由来のものも含まれます。
147	6	○カルタップ、ベンスルタップ及びチオシクラム○について、茶の暫定基準値を登録保留基準の25ではなく、30とした根拠が不明である。	住化武田農薬(株)、日本化薬(株)、アリストライフサイエンス(株)	D54	設定する暫定基準値は、有効数字一桁とすることとしているため、25ppmは30ppmとしたものです。
148	6	下記の物質の目次における分類について記載に誤りがあるのではないかと。テトラサイクリン系抗生物質、クロピドール、チアムリン、パルペンダゾール	小川邦彦	D55	クロピドールにつきましては、米国の動物薬の基準を参考とし、農産物にも基準を設定したものです。その他の3物質については、ご指摘の通り修正します。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
149	6	○スピロジクロフェン○ 2005年7月13日付けで米国EPAにより残留基準値が告示されたので、上記農薬に暫定基準を設定してほしい。	バイエルクロップサイエンス(株)	D56	ご指摘の通り、修正します。
150	6	○テブコナゾール○ 米国において、だいずについて緊急条項による暫定基準が設定されたことから、暫定基準を設定してほしい。	バイエルクロップサイエンス(株)	D56	ご指摘の通り、修正します。
151	6	フェナミホスのきのこ類の基準値について、豪州のMushroomsの基準値をしいたけ及びその他のきのこ類についても参照していただきたい。	バイエルクロップサイエンス(株)	D56	オーストラリアの「Mushrooms」は、日本の食品分類では「マッシュルーム」のみに該当するものと考えます。
152	6	○塩化銅○はポジティブリスト対象外の物質と考えて良いか。	日本シイベルヘグナー(株)	D57	無機銅(銅としての残留)は、対象外物質となります。
153	6	○センデュラマイシン○について 残留しやすい部位といわれている肝臓、腎臓よりも厳しい基準を「鶏の食用部分」「鶏の筋肉」「その他の家きんの筋肉」に対して設定しているが、その根拠が不明であり、基準値を0.2ppmと改訂してほしい。	ヒプロ日本事務所	D58	「鶏の食用部分」については、農林水産省から提示された薬事法における定量限界値をもって、設定したものです。また、「鶏の筋肉」については、参考とする諸外国の基準を参考としたものです。また、「その他の家きんの筋肉」については、残留性が「鶏の筋肉」と同様と考えられることから、その値を採用しています。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。
154	6	○ピノキサデン○ 2005年7月に米国EPAにより残留基準値が告示されたので、暫定基準に反映させてほしい	日清製粉株式会社 シンジェンタジャパン株式会社	D59 D63	ご指摘の通り、修正します。
155	6	○シアナミド及び石灰窒素(カルシウムシアナミド)○ については、土壤中で完全に分解され、残留性が無いことから、ポジティブリストへの記載は必要の無いものとする。	デグサ ジャパン株式会社	D61	シアナミドについては、一般的に考えて残留が少ないと考えられること、一部植物では、植物体内で生合成されること、肥料としての用途もあり、農薬としての用途としてのみの管理は難しいことを踏まえ、暫定基準としては設定しないこととします。
156	6	○テトラサイクリン系抗生物質○はちみつで0.3ppmという基準値が設定されているが、花粉やプロポリスについては記載がなされていない。花粉やプロポリスについても輸入の際にははちみつと同様にテトラサイクリン系抗生物質の自主検査を実施するように検疫所より指導されることから、ポジティブリスト制度下でも基準を設定するべきではないか。	FLPジャパン・リミテッド	D62	花粉やプロポリス(蜜蝋)については、参考となる基準が諸外国を含め設定されていないことから、従来の抗生物質の規定が適用されることとなります。なお、ミツバチに対する薬剤使用に関しては、採蜜時期における使用は原則ないものと認識しています。
157	6	○エマメクチン安息香酸塩○について類型6-5を適用せず、基準を定めていない食品については一律基準(0.01ppm)を適用してほしい。理由は以下のとおり。 ・ニュージーランドの基準値作成の根拠となっている分析対象化合物は日本の分析対象化合物より少ない。 ・日本における告示分析法での定量限界は野菜0.01ppm、茶0.05ppmとなっている。 ・一律基準を大幅に下回る基準値を設定することで、農薬使用者等が本剤に対して安全性に対する誤解を生じるおそれがある。 ・ニュージーランドにおいてもpome fruitsあるいはkiwi fruit以外の基準値を設けておらず、使用対象の作物でない作物に対しては統一的な取扱(一律基準)を適用していると考えられる。 (同旨1件)	農林水産省・シンジェンタジャパン株式会社	D63・D87	日本とニュージーランドにおける分析対象化合物の差異を考慮し、本物質に限り通知で示した試験法の検出限界である0.01ppm未満の基準値の設定はせず、類型6-5の適用は行わないこととします。
158	6	○ジカンパ○米国の基準値を反映し、ジカンパのえだまめの基準値に10ppmを採用してほしい	シンジェンタジャパン株式会社	D63	ご指摘の通り、修正します。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
159	6	○シロマジン○シマジン○米国やEUの基準値を反映し、シロマジンのその他のあぶらな科野菜の基準値を13ppmとし、シマジンの魚類の基準値を12ppmとしてほしい。	シンジェンタジャパン株式会社	D63	設定する暫定基準値は、有効数字一桁とすることとしているため、四捨五入して基準値を設定したものです。
160	6	近年ブラジルではだいたいの「さび病」が問題となっており、防除のためにシプロコナゾールが使用されている。作物残留試験成績等の資料を提出するので、ブラジルの基準値を反映し、本剤のだいたいの基準値として0.05ppmを設定してほしい。	シンジェンタジャパン株式会社	D63	ご提出いただいた作物残留試験成績等を検討しています。
161	6	CODEX基準を反映し、チアベンダゾールの基準値を以下のとおり設定してほしい。また、脚注の「チアベンダゾール及び5-ヒドロキシチアベンダゾールの和として」は畜水産物のみが該当であるため、その旨を追記してほしい。 ばれいしょ 15ppm、アボガド 15ppm、マンゴー 5ppm りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ 3ppm	シンジェンタジャパン株式会社	D63	殺菌剤であるチアベンダゾールのポストハーベスト農薬としての使用は、日本の法律下では食品添加物に該当するため、残留農薬暫定基準としては参考としないこととしています。なお、脚注の記述については、ご指摘の通り修正します。
162	6	○チアメトキサム○の「なつみかん」および「なつみかんの外果皮」の基準は、「なつみかん果実全体」の基準値があることから不要と考える。	シンジェンタジャパン株式会社	D63	ご指摘のとおり、修正します。
163	6	○ピメトロジン○現在、EU基準値は暫定で設定されているが、本年12月以降本基準に移行する予定であることから、参考基準として扱ってほしい。	シンジェンタジャパン株式会社	D63	EUにおける暫定基準値は、法的な位置づけが不明確であることから、暫定基準策定の参考とはしておりません。
164	6	○ホメサフェン○カナダのDry beansの基準を反映し、小豆類の基準として0.05ppmを設定してほしい。(手亡豆(いんげん)について、当該基準を根拠とし、日本への輸出実績がある)	シンジェンタジャパン株式会社	D63	ホメサフェンのカナダ基準値については、ご指摘の通り修正いたします。
165	6	○シアン酸塩○は、平成7年に農薬登録され、除草剤・枯凋剤として使用されているが、最終案中に記載がない。シアン酸は植物体内に通常に存在するものであることを考慮し、残留基準設定の対象外物質としてほしい。なお、オーストラリアでは、シアン酸塩は登録されており、MRLは設定されていない。	日本ヒドラジン工業株式会社	D65	対象外物質として記載されている物質は、一般に使用されている農薬等及び当該農薬等が化学的に変化して生成したもののうち、その残留の程度などからみて、農畜水産物にある程度残留する物質が該当します。シアン酸塩は登録保留基準、あるいは海外基準もなく、残留の可能性が低いと考えられることから、暫定基準を設定しないこととし、一般規則第4項を適用することとします。
166	6	○4-クロルフェノキシ酢酸○は「乳(脂肪)」に基準値が設定されようとしているが、「乳」には設定されていない。この場合「乳」には一律基準が適用されることになるのか。	(社)日本乳業協会	D66	ご指摘の場合については、乳の基準適合性を乳脂肪の基準値をもって判断するものです。
167	6	○メロキシカム○は類型6-4に分類されているが、牛乳に対する暫定基準値として0.01ppmが設定されている。牛乳においては他の畜水産物と異なり、0.01ppmまで検査可能ということか。	(社)日本乳業協会	D66	ご指摘のとおり、メロキシカムについては0.01ppmの検査が可能であることが判明したため、類型6-4を適用しないこととします。
168	6	臭化メチルの基準値案について、最終案では55品目において第二次案よりも小さな数値になっている。この理由について、説明をいただきたい。(一次案から二次案への変更の際には、説明があった。)	メチルプロマイド工業会	D68	臭素の現行基準は、臭素として規制がなされていることから、臭化メチルとして規制がなされているEUの基準については、参考としないこととします。したがって、EUの基準値を参考とし、各国基準の平均値をもって暫定基準としているケースについては、基準値を変更することとします。
169	6	○臭素○くるみについて、米国、EU、NZの基準の平均値をとって130ppmと定められているが、米国基準の200ppmを採用すべき。	アメリカ合衆国政府	G4	臭素の現行基準は、臭素として規制がなされていることから、臭化メチルとして規制がなされているEUの基準については、参考としないこととします。したがって、EUの基準値を参考とし、各国基準の平均値をもって暫定基準としているケースについては、基準値を変更することとします。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
170	6	マラカイトグリーンはポジティブリスト案ではリストに記載されないため、0.01ppmの一律基準が適用されるが、現行基準では「抗菌性物質は含有してはならない」(検出限界 0.005ppm)として運用されている。マラカイトグリーンについては、現行規制と同等の基準となる運用を望むとともに、現行基準の緩和となるこのような事例について再度点検を行っていただきたい。	日本生活協同組合連合会	D69	マラカイトグリーンは化学的合成品たる抗菌性物質であり、暫定基準が設定されないことから従来の「含有してはならない」の規定が適用されます。 なお、マラカイトグリーン及びピロイコマラカイトグリーンについては、規格基準の検討を行うに当たり、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼しているところです。
171	6	〇プロペタンホス〇牛乳には基準値が設定されていないが、「葉事」として基準値が設定されている「牛の筋肉」等と同様、国内で残留試験が実施されている。この試験における検出限界が0.02ppmであり、現在の案のまま一律基準が適用された場合、当該検出限界を下回る残留分析法がないことから、残留試験が実施できなくなる可能性がある。従って、牛乳についても、暫定基準0.02ppmを設定してほしい。	三共ライフテック株式会社	D7	ご指摘の点は、農林水産省動物用医薬品等主管課長より追加の検出・定量限界値が提出されたことから、乳についても暫定基準を設定することとします。
172	6	〇トリアジメホン〇、〇トリアジメノール〇の暫定基準については、経過措置の承認を得て使用の許可がなされているものや作物残留試験結果を考慮し、改めていただきたい。(茶について、作物残留試験結果添付。他の食品については、現在実施中)	農林水産省・バイエルクロップサイエンス(株)	D71・D87	いわゆるマイナー農作物として農薬登録がなされているものについては、ご指摘の通り事情を考慮することとします。また、作物残留試験成績の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるご指摘されたものについては、作物残留試験成績を精査の上、修正することとします。
173	6	〇イミダクロプリド〇のネクタリンに対する基準については、現在、適用拡大申請中であり、作物残留試験結果からCODEX基準ではなく現行の登録保留基準(1ppm)を採用すべきである。(作物残留試験結果添付) 農林水産省においてマイナー作物として経過措置承認がなされていることから、登録保留基準を参考に暫定基準に設定してほしい。 (同旨1件)	農林水産省・バイエルクロップサイエンス(株)	D71・D87	マイナー作物として承認がなされているものにつきましては、作物残留試験成績を精査の上、暫定基準を設定することとします。農薬取締法に基づく登録申請中の農薬・食品については、暫定基準として採用することは困難です。
174	6	イミダクロプリドのパッションフルーツに対する暫定基準については現在登録申請用の試験を実施中であり、CODEX基準ではなく、現行の登録保留基準(3ppm)を採用すべきである。なお、当該作物の登録保留基準値が1ppmとされているが、当該作物は分類上「小粒果実類」であり、したがって3ppmとなるため訂正いただきたい。	バイエルクロップサイエンス(株)	D71	農薬取締法に基づく登録申請中の農薬・食品については、暫定基準として採用することは困難です。なお、パッションフルーツの分類については、ご指摘の通り修正します。
175	6	〇グルホシネート〇の乳肉全般に対する暫定基準値については、非組換え作物の摂取を根拠としているCODEX基準を採用しているが、組換え作物の摂取を考慮している米国の基準値を採用することが妥当であるとする。	バイエルクロップサイエンス(株)	D71	暫定基準の設定に当たっては、我が国がWTOに加盟していることを踏まえ、優先的にコーデックス基準を採用するものです。なお、コーデックス基準がない脂肪については、米国基準を採用しています。
176	6	〇トリフロキシストロピン〇について諸外国の基準値を参考に暫定基準の見直しをしていただきたい。(米国のFederal Register、EUのCommission Directive、カナダのRegulatory Noteを添付)	バイエルクロップサイエンス(株)	D71	米国の大豆基準値につきましては、ご指摘の通り反映します。カナダの基準値(緊急基準値も含む)は、法的に登録される前の暫定基準値であり、法的な基準値ではないことから、暫定基準策定の参考とはしておりません。また、EUの暫定基準値についても、現時点では法的な基準値ではないことから、暫定基準策定の参考とはしておりません。